豊橋市都市計画提案制度評価委員会設置要綱

　（設置）

第１条　豊橋市都市計画提案制度に関する手続要領（令和４年３月２３日決裁。以下「手続要領」という。）第８条の規定に基づき、都市計画に関する提案（以下「提案」という。）について評価するため、都市計画提案制度評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（評価委員会の事務）

第２条　評価委員会は、次に掲げる事項について評価を行うものとする。

（１）提案の内容と手続要領第９条に掲げる事項（評価委員会の評価を除く。）との整合性

（２）提案の採用又は不採用の判断

（３）その他提案の内容に関する事項

　（組織）

第３条　評価委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てることとする。ただし、委員長は必要に応じてその都度これらの者以外の者を指名し、評価委員会に参加させることができる

２　委員長が不在のとき、または委員長に事故があったときは副委員長がその職務を代理する。

　（会議）

第４条　評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　会議の効率化・迅速化を図るため、委員長が必要と認める議事については、合議により評価委員会の審議に代えることができる。

　（説明者の出席）

第５条　委員長は、説明等のため、担当課の職員その他の必要と認める者を会議に出席させることができる。

　（事務局）

第６条　評価委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、都市計画部都市計画課に設置する。

２　事務局は、提案に関する調査又は検討を行うものとする。なお、調査又は検討を行うに当たっては、必要に応じて関係課に協力を求めるものとする。

３　事務局は、前項の調査又は検討の結果を評価委員会に報告するものとする。

　（委任）

第7条　この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める

附　則

この要綱は、令和４年３月２３日から施行する。

別表

豊橋市都市計画提案制度評価委員会委員構成

|  |  |
| --- | --- |
|  | 職名 |
| 委員長 | 副市長 |
| 副委員長 | 都市計画部長 |
| 委員 | 総務部長 |
| 企画部長 |
| 産業部長 |
| 建設部長 |